

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2026年3月13日
【会社名】	株式会社倉元製作所
【英訳名】	KURAMOTO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡邊 敏行
【本店の所在の場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【電話番号】	0228(32)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 小峰 衛
【最寄りの連絡場所】	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
【電話番号】	0228(32)5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 小峰 衛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	（株式） その他の者に対する割当 390,014,000円 （第9回新株予約権証券） その他の者に対する割当 8,751,459円 （新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額） 565,960,459円 （注）新株予約権の払込金額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出現在における見込額です。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,294,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式（以下「本新株式」といいます。）に係る募集（以下、株式会社倉元製作所第9回新株予約権を「本新株予約権」といい、本新株式と総称して「本第三者割当増資」といいます。）は、2026年3月13日（金）開催の取締役会において決議したものであります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	2,294,200株	390,014,000 (189,992,000)	195,007,000
一般募集			
計（総発行株式）	2,294,200株	390,014,000 (189,992,000)	195,007,000

(注) 1 第三者割当の方法によります（以下「本新株式発行」といいます。）。なお、発行価額の総額のうち189,992,000円については金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ（以下「DES」といいます。）により割当てます（以下、本新株式発行のうちDESの方法による部分を「本新株式発行（DES）」といい、金銭払込みの方法による部分を「本新株式発行（金銭出資）」といいます。）。金銭以外の財産による払込金額の総額は、「発行価額の総額」欄の（ ）内に記載しております。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、195,007,000円であります。

3 現物出資財産の内容

金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容は、以下の及びの貸付債権です。

ニューセンチュリー有限責任事業組合が2024年7月10日付（借入実行日：2022年7月10日）で当社との間で締結した金銭消費貸借契約書に基づき当社に対し貸付けた金銭債権の元本50,000,000円のうち49,997,000円

a b c 株式会社が2025年12月26日付（借入実行日：2025年12月26日）で当社との間で締結した金銭消費貸借契約書に基づき当社に対し貸付けた金銭債権の元本140,000,000円のうち139,995,000円

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役の検査（会社法第207条第1項）又は弁護士、公認会計士若しくは税理士等による調査（同条第9項第4号）が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております（同項第5号）。ただし、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期を、払込期日（2026年4月1日）において、本新株式発行（DES）を実施する時点とすることを合意しております。このため本新株式発行（DES）における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
170	85	100株	2026年4月1日(水)		2026年4月1日(水)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の金額であります。
- 3 申込み及び払込みの方法は、申込期日に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日までに後記払込取扱場所へ払込むものとしします。
- 4 金銭以外の財産の現物出資(D E S)による払込みについては、申込期間に現物出資の目的となる当社に対する金銭債権を払込期日付で払込に充当する旨を募集株式総数引受契約にて合意することにより、現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権は、払込期日に本新株式の払込に充当されます。
- 5 申込期間内に、本新株式発行の割当予定先から申込みがない場合は、本普通株式に係る割当は行われなないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社倉元製作所 管理本部	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行神田支店	東京都千代田区神田小川町1-1

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行新株予約権証券（第9回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	32,777個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	8,751,459円
発行価格	新株予約権1個につき267円（新株予約権の目的である株式1株当たり2.67円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年4月1日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社倉元製作所 管理本部 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
払込期日	2026年4月1日（水）
割当日	2026年4月1日（水）
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行神田支店

（注）1．第9回新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の発行については、2026年3月13日（金）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4．本新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社倉元製作所 普通株式 完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない標準となる株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は3,277,700株とする（本新株予約権 1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日、その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、金170円とする。但し、行使価額は本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合</p> <p>調整後行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金565,960,459円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額です。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われず及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p>

	2. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	2026年4月2日から2031年4月1日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 本新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社倉元製作所 管理本部 宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1 2. 本新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 神田支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から起算して6ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の20営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
 3. 本新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
 4. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
 5. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
 - (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
765,982,459円	6,080,400円	759,902,059円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込価額390,014,000円のうち金銭による払込金200,022,000円に本新株予約権の発行時払込金額の総額8,751,459円及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額557,209,000円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用3,475,200円（司法書士費用70,000円、登録免許税3,405,200円）、弁護士費用1,800,000円、新株予約権価格算定費用600,000円、調査費用205,200円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

4. 本株式発行（DES）については、金銭以外の現物出資の方法によるため、払込金額の総額に含めておりません。

(2) 【手取金の使途】

資金調達の目的

(過去の資金調達)

当社は、2020年3月30日に産業競争力強化法に基づく事業再生ADR（以下「ADR」といいます。）手続が成立し、事業再生に注力して参りました。しかしながら、翌年2021年度は、新型コロナウイルスによる受注減により収益状況が悪化したため、銀行借入金の弁済及び運転資金を確保すべく、2021年4月16日に第三者割当により、株式305百万円、及び第2回新株予約権証券2百万円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額180百万円）を発行いたしました。このうち株式による調達資金305百万円につきましては、2021年12月末までに金融債務の弁済金として115百万円及び運転資金190百万円（株式等の新規発行諸費用5百万円を含む。）の合計305百万円を充当いたしました。新株予約権の行使による資金は、行使期間の満了する2024年4月までに169百万円を調達し、全額運転資金として充当いたしました。

2023年12月期は、その当時に当社の主力事業であった基板加工事業の業績悪化を受けて、事業再生ADRの相手方である債権者（銀行3行と銀行より債権譲渡を受けた債権回収会社1社。以下「ADR債権者」という。）に対して、2023年12月の金融債務の弁済139百万円の半年間の返済猶予の合意を取付け、2024年4月に、ADR債権者に対して負担する金融債務（以下「ADR債務」という。）139百万円の弁済資金及び運転資金48百万円を確保すべく、あらたに株式187百万円（発行諸費用差引後）及び第3回新株予約権を発行し、株式で調達した187百万円についてはADR債務の弁済金に139百万円、運転資金に48百万円を充当いたしました。

2024年4月10日発行の第3回新株予約権につきましては、現時点の当社株価は、第3回新株予約権の権利行使価額である140円を上回っている状況にあります。しかし、それにもかかわらず、2025年10月17日付開示資料「新株式発行及び新株予約権（第3回・第4回）発行による調達資金の資金使途及び支出予定時期の変更並びにペロブスカイト太陽電池事業の進捗に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、第3回新株予約権の発行に伴って、当社では、半導体関連事業への設備投資119百万円、ペロブスカイト太陽電池への設備投資106百万円、半導体事業推進のための事業買収資金（半導体成膜装置向けパーツの加工業を営む企業及びその他の半導体材料応用製品の研究開発企業の買収）282百万円にそれぞれ充当する予定ですが、本日現在において、割当先である当社代表取締役社長の渡邊敏行の都合により、その権利行使は一切なされておられません。

なお、渡邊敏行は、保有する他の銘柄の株式を売却して行使資金を捻出する方針を表明しておりますが、権利行使の原資となりうる他の銘柄は1銘柄で、現時点で当該1銘柄を売却すると損失が出ることから、時期を見ながら出来る限り早期に当該保有株式を売却して権利資金を捻出する方針を表明しております。

また、当社の株価水準から権利行使可能な状況であるにもかかわらず、行使されない新株予約権について、自己新株予約権として取得し消却することも選択肢として考えられますが、当該新株予約権は取得条項が付されておらず、当社といたしましては、強制的な自己新株予約権の取得は困難であるため、現時点では、消却は検討しておりません。

2024年12月期は、当社の財務体質を強固なものにすべく借入金残債務の弁済と抜本的に収益構造を変革するために、さらなる新規事業として次世代型太陽電池であるペロブスカイト太陽電池の量産化に向けて事業を開始すべく、2024年8月に第三者割当増資により新株式を発行し797百万円（発行諸費用差引後）を調達いたしました。資金使途といたしましては、2024年12月末に返済予定のADR債務139百万円、ペロブスカイト太陽電池関連では、ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの設備投資（総額998百万円。太陽電池

のガラス、フィルム型両用プラント用設備で生産能力は年産1 MW。具体的な設備としては、ガラス洗浄機、フィルム貼り付け機、レーザーエッチング、塗布装置、レーザーマーキング装置、測定器、自動搬送設備、吸収層フィルム剥がし機等。以下「本設備投資」という。)の購入資金の一部に389百万円、ペロブスカイト太陽電池製造のための現有設備増設投資82百万円、ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの設備投資(輸入消費税)102百万円、基板事業のガラス基板調達資金85百万円の合計797百万円を充当いたしました。

さらに、2024年10月、ペロブスカイト太陽電池の量産に必要な本設備投資資金として、新株式の発行により394百万円(発行諸費用差引後)を調達し、本設備投資資金として394百万円(ペロブスカイト太陽電池追加設備の運搬費3百万円を含む。)を充当いたしました。また、本設備投資資金として第4回新株予約権の発行及び行使(2025年1月までに全額行使が完了)により109百万円を調達し、そのうち80百万円を充当いたしました。

なお、ペロブスカイト太陽電池事業の進捗につきましては、2025年10月17日付け「新株式発行及び新株予約権(第3回・第4回)発行による調達資金の資金使途及び支出予定時期の変更並びにペロブスカイト太陽電池事業の進捗に関するお知らせ」で開示しましたとおり、当社代表取締役社長の渡邊敏行を割当先として発行した第3回新株予約権の権利行使が割当先の都合により行使が遅れており、そのために現時点でもペロブスカイト太陽電池の設備投資に充当すべき106百万円の調達が未了となっていること、及び2025年3月31日付け「第三者割当てによる新株予約権発行に関するお知らせ」で開示しましたとおり、ペロブスカイト太陽電池の量産化に向けて必要となりました追加の設備投資615百万円の調達を目的に第5回～第8回新株予約権を発行いたしました。本日現在、行使による調達総額が38百万円にとどまっており、当初計画していた資金調達が完了せず、ペロブスカイト太陽電池の量産に必要な設備導入及び電気設備等のインフラ設備の改修工事が未了であることから、量産開始時期が見通せない状態が続いておりました。そこで、本事業を迅速に立ち上げるべく、2025年11月17日付け「会社分割(簡易新設分割)に関する基本方針決定のお知らせ」及び2025年12月5日付け「会社分割(簡易新設分割)による子会社設立に関するお知らせ」で適時開示しましたとおり、2025年12月15日に新設会社分割により100%子会社(KURAMOTOペロブスカイト株式会社)を設立し、本事業を当該子会社に移管しました。今後は、本事業に対して投資意向のある他企業との資本提携の交渉を進めており(具体的な資金調達の時期、金額、割当先等は現時点では未定)、今後、資本提携が実現すれば本事業に必要な資金を当該子会社にて調達する予定です。なお、本届出書提出日現在、ペロブスカイト事業を行う当社の100%子会社のKURAMOTOペロブスカイト株式会社において投資パートナーが決定した事実はありません。

2025年4月には、1)ペロブスカイト事業の追加設備投資・運転資金、2)ロボット事業の運転資金・研究開発資金、3)さらなる新規事業として、EC(電子商取引)事業、AI高速カメラ事業、電子調光事業及び太陽光リサイクル事業を進めるための設備投資・運転資金、4)ADR債務の繰り上げ弁済資金の4つを対象として資金を調達すべく、第三者割当てにより第5回～第8回新株予約権(合計払込金額の総額2,114百万円)を発行いたしました。その資金使途は以下の通りです。

<第5回～第8回新株予約権証券の発行並びに行使により調達する資金の具体的な使途>

具体的な資金使途	金額	支出予定時期 (支出予定時期変更後)
a. ペロブスカイト太陽電池事業 設備投資	615百万円	2025年4月～2027年12月
b. ペロブスカイト太陽電池事業 運転資金	152百万円	2025年7月～2026年12月
	計 768百万円	
c. ロボット事業 運転資金	330百万円	2025年4月～2027年12月
d. ロボット事業 研究開発資金	356百万円	2025年9月～2026年12月
	計 686百万円	
(新規事業)		
e. EC(電子商取引)事業 運転資金	100百万円	2025年7月～2026年6月
f. AI高速カメラ事業 設備&運転資金	98百万円	2025年7月～2027年12月
g. 電子調光事業 設備&運転資金	99百万円	2025年7月～2027年12月
h. 太陽光パネルリサイクル事業 合併会社設立	100百万円	2025年7月～2026年12月
	計 397百万円	
i. ADR債務弁済 繰り上げ弁済	252百万円	2025年5月～2026年12月
合計	2,104百万円	

しかしながら、第5回～第8回の新株予約権は、いずれも行使価額固定型の新株予約権であるため、株価が行使価格を下回る状況が続き、本届出書提出日現在、新株予約権の行使実績は合計で第5回新株予約権38百万円(発行株式数171,200株、本日現在未充当)にとどまっております。なお、第5回～第8回の新株予約権の主たる資金使途は、当社の最重要戦略であるペロブスカイト太陽電池事業の設備と運転資金です。この調達が進まない限り、ペロブスカイト太陽電池の生産はできませんので、現時点では、以下の理由により、2025年4月18日に発行した第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の未行使の新株予約権について消却する予定はございません。

(理由)

- 1) 第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の資金調達の最優先の資金使途は、当社の最重要戦略であるペロブスカイト太陽電池事業の設備(年産1MW量産設備)と運転資金です。
- 2) この1MWの量産ラインの立ち上げは、現在、遅れており、早期の量産開始に向けて、前頁記載のとおり、事業を子会社に移管し、当該子会社が資本提携先との交渉を進めているところです。
- 3) 資本提携先との交渉は、現時点で合意できておりませんが、資本提携が実現すれば、年産12MWの組み立てラインを新たに増設する予定です。
- 4) 上記3)の12MWの増設には、現時点で268百万円の追加設備投資が必要になるものと見込んでおります。
- 5) 第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の行使資金の使途をADR弁済から上記4)の前向きな資金に充当することは、ペロブスカイト太陽電池事業の推進に大きく寄与するものであり、また、第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権の発行の趣旨(ペロブスカイト太陽電池事業等の新規事業推進)に沿ったものでもあり、企業価値向上に最善と判断しております。
- その他、第5回～第8回新株予約権を除く、2021年4月から本日現在までの資金調達額(発行諸費用除く)、資金使途、充当予定金額、充当済金額の状況は、以下の通りです。

発行日	2021/4/16発行(2021.3.26開示)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. 金融債務の弁済金	115	2021年12月	115	2021年4月
	b. 運転資金	185	2021年4月～2021年12月	185	2021年12月
	合計	300		300	
第2回 新株予約権	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. 運転資金	180	2021年4月～2024年12月	169	2024年4月
	合計	180		169	(行使期間満了)
発行日	2024/4/10発行(2024.3.1開示)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. 金融債務の弁済金	139	2024年4月～6月	139	2024年4月
	b. 運転資金	48	2024年4月～2024年12月	48	2024年6月
	合計	187		187	
第3回 新株予約権	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. 新規事業への設備投資	119	2024年6月～2029年4月	-	-
	b. ペロブスカイト太陽電池への設備投資(支出予定時期変更後)	106	2024年11月～2026年12月	-	-
	c. 新規事業推進のための事業買収資金	282	2024年6月～2029年4月	-	-
	合計	507		-	
発行日	2024/8/30発行(2024.8.7開示)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. 金融債務の弁済金	139	2024年12月	139	2024年12月
	b. ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの設備投資	389	2024年9月～2025年12月	389	2024年9月～2025年1月
	b2. ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの設備投資(輸入消費税)(資金使途変更後)	102	2024年9月～2025年3月	102	2025年3月
	c. ペロブスカイト太陽電池製造のための現有設備増設投資	82	2024年9月～2025年12月	65	2024年9月～2025年2月
	d. ガラス基板の調達資金(資金使途変更後)	85	2025年9月～2025年12月	85	2025年9月～2025年12月
	合計	797		797	
発行日	2024/10/30発行(2024.9.19開示)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. ペロブスカイト太陽電池の製造設備への設備投資(本設備投資残金)(支出予定時期変更後)	394	2024年10月～2025年12月	394	2025年1月～2025年10月
	合計	394		394	
第4回 新株予約権	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. ペロブスカイト太陽電池の製造設備への設備投資(支出予定時期変更後)	29	2024年11月～2026年2月	-	-
		80	2024年11月～2026年2月	80	2025年2月～2026年1月
	合計	109		80	

（今回の資金調達）

こうした中で、当社の業績は、2024年12月期（連結）は売上高1,567百万円、営業利益95百万円、経常利益30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益31百万円と黒字を確保したものの、2025年12月期（連結）は、市場構造の変化にともない、主力基板事業及び半導体事業が不振で、また、子会社のロボット事業も売上が伸び悩み、連結上ののれん償却負担（通期で390百万円）やペロブスカイト太陽電池関連の研究開発費の一括計上（863百万円）及び子会社株式（アイウイズロボティクス社）の取得に関するのれんの一括減損処理（1,486百万円）等もあり、売上高2,010百万円、営業利益 1,424百万円、経常利益 1,475、親会社株主に帰属する当期純利益 3,084百万円となり、厳しい業績が続いております。

このような厳しい業績が続く中で、2026年12月期は、既存事業からの営業キャッシュフローでは、設備資金や借入金弁済等の財務支出に必要な資金をカバーするには不足することも予想され、また、ペロブスカイト太陽電池事業などの新規事業も収益に貢献するまでにはまだ時間を要することが見込まれることから、今回の資金調達を実施しない場合、資金不足が予想されます。

そこで、今回の資金調達は、資金不足を回避すべく、金融債務弁済資金及び既存事業運転資金確保のための資金を調達するものであります。金融債務のうち2026年3月に140百万円、及び2026年7月に50百万円の借入金の弁済期限が到来しますが、当該借入金の返済原資が確保できていないことから、今回、D E Sにより貸付債権を現物出資していただくことで、弁済に充当いたします。また、A D Rの金融債務112百万円につきましては、上記の事業再生A D R手続が2026年12月弁済で最終となることから、金融債務の一括繰り上げ弁済を行うことで無借金となり、財務体質の強化につながります。また、借入がなくなることによりA D R債務の担保となっていた工場財団も担保が解除されることにより、間接金融による新たな資金調達の道を開くものであると考えております。

また、当社は、2024年11月1日に、AIを活用した全自動業務用お掃除ロボット（以下「ロボット」という。）の開発・販売・メンテナンスサービスを提供する株式会社アイウイズロボティクスを株式交換により当社の100%子会社とするとともに、2025年2月より、当社においてロボットの製造受託事業を開始し、日本で自社製造のロボット供給を拡大することで収益性にも寄与することも期待されます。ロボット事業は、今後、市場成長が見込まれることから、当社は、中期経営計画は策定しておりませんが、中長期的に当社の中核となる事業と位置付けております。実際、大手コンビニ向けに1,100店舗（2025年6月23日付けP R情報参照）に導入されるなど、一定の市場での優位性を獲得しております。一方で、国内のロボット市場は、国内大手企業や海外メーカーなども参入し競争は激化しており、市場シェアを維持獲得するためには、価格、性能や製品ラインアップの拡大が必要不可欠です。ロボット事業を成長軌道に乗せ収益基盤を確立するため、製品バージョンアップや新機種・新分野への研究・開発資金及び販売増加にともなう運転資金の確保が必要な状況にあります。

以上の理由により、今回の新株式及び新株予約権の発行による資金調達を実施するものです。なお、今回の資金調達における具体的な資金使途及び支出予定時期については、以下「5 新規発行による手取金の使途（2）具体的な使途」に記載のとおりです。

具体的な使途

1）本新株式発行（金銭出資）により調達する資金の具体的な使途（金銭出資）（発行諸費用控除後）

具体的な資金使途	金額	支出予定時期
a．借入金返済（A D R 2026年末返済分）	112百万円	2026年4月～2026年6月
b．運転資金（既存事業）	82百万円	2026年4月～2026年12月
合計	194百万円	

2) 本新株式発行（D E S）により調達する資金の具体的な使途

本新株式発行（D E S）の払込に充当される当社への貸付債権は以下のとおりです。貸付債権のうち、合計189百万円が現物出資として本新株式発行（D E S）の払込に充当され、残金の合計8,000円は手許現金にて弁済いたします。

借入先	ニューセンチュリー 有限責任事業組合 * 1	a b c 株式会社 * 2	実行日
借入金額	50,000,000円	140,000,000円	
借入目的	銀行（A D R以外）借入 繰り上げ弁済	A D R弁済（2025年12月末 支払分）資金	
契約締結日	2024年7月10日	2025年12月26日	同左
返済期日（当初約定）	2025年7月9日	2026年3月25日	
金利	3.00%	5.00%	
担保の状況	なし	なし	
未弁済元本	50,000,000円	140,000,000円	
弁済予定			
今回D E S充当額	49,997,000円	139,995,000円	2026年4月1日
現金弁済額	3,000円	5,000円	2026年4月1日

* 1 ニューセンチュリー有限責任事業組合からの借入金5千万円は、A D R再建中で銀行取引が制限される中で唯一49百万円の融資（弁済期間5年、毎月均等弁済）を2022年12月に実行していただいた地方銀行より、当社の2023年12月期の業績悪化を受けて、2024年6月に、借入残高（同月末残高34百万円）について、財務制限条項等に抵触したものではありませんが、当社の業績を鑑みて当初契約した約定弁済の時期を繰り上げて、借入残高全額の一括弁済をしてほしいとの要請を受けました。これを受けて、2024年7月に当社主要株主である筆頭株主のニューセンチュリー有限責任事業組合より、50百万円の融資を受け（契約当初の返済期限は2025年7月9日でその後、返済期限を2026年7月9日に変更する契約を締結しています。）、当該地方銀行に当該借入残高全額の弁済をいたしました。今回、同組合に未弁済の元本50百万円のうち49,997,000円の弁済資金について、上記のとおり、当期の資金不足が予想されることからD E Sにより、弁済に充当いたします。

* 2 a b c 株式会社からの借入金1億4千万円は、上記の当社の2025年12月期の業績悪化を受けて、2025年12月末弁済予定のA D R債権者への弁済資金（元金合計140百万円）が不足したことから、当該弁済資金として借入をいたしました。今回、2026年3月26日の当該借入金140百万円のうち139,995,000円の弁済資金について、上記のとおり、当期の資金不足が予想されることからD E Sにより、弁済に充当いたします。

3) 本新株予約権の発行並びに行使により調達する資金の具体的な使途（金銭出資）

具体的な資金使途	金額	支出予定時期（注1）
c. 運転資金（既存事業）	120百万円	2026年4月～2026年12月
d. ロボット事業（運転資金）	245百万円	2026年4月～2027年12月
e. ロボット事業（研究開発）（注2）	200百万円	2027年1月～2028年12月
合計（注3）	565百万円	

（注1） 本新株予約権の権利行使期間（2026年4月2日から2031年4月1日まで）は、支出予定時期を超える期間となっており、権利行使がなされる前に資金支出が必要となる可能性があります。権利行使期間を妥当と判断したのは、運転資金は売上拡大に伴い増大していくこと、研究開発も継続的に必要となることから、自己資本での調達が適していると判断したためです。権利行使がなされる前に資金支出が必要となった場合は、金融目的の商社取引を介在させたり、銀行借入により調達するなど、権利行使までに必要な資金を調達する予定です。

（注2） ロボット事業（研究開発）の支出予定時期は、2027年1月～2028年12月と本新株予約権の発行後9カ月ないし3年近く先の支出となります。この理由は、この研究開発は、基礎的な開発ではなく、具体的な改良製品、新製品の開発であるため、顧客ニーズや市場動向をみてタイムリーに製品化して、市場に投入する必要があります。このため、今回の本新株予約権の発行であらかじめ、必要な資金を手当てしておくためです。

（注3） 上記手取金の合計は、本新株予約権の発行時の払込金額の総額8百万円及び行使時の払込総額557百万円が全て行使された場合の調達金額を合計した金額であります。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、支出の時期を見直すとともに、他の調達方法も検討する予定です。なお、支出予定時期より前に資金調達が完了した場合は、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

（調達資金の使途の詳細）

a. 借入金返済（ADR 2026年末返済分）

当社は、上記のとおり、経営状況の悪化により2019年12月に競争力強化法に基づく事業再生ADR手続を申し立て、2020年3月に同手続が成立し、金融債務につき11億700万円の債務免除を受け、非保全債権約2億円の一括返済のほか、7年間で保全債権8億4700万円を分割返済すること等を内容とする事業再生計画が成立しました。その後、ADRの債務返済が進み、本届出書提出日現在、ADR残債務は112百万円となっております。今後、このADR再生債務を早期に完済し、再生プロセスを終了させることで、新規事業の立ち上げに伴う増加運転資金の確保及び今後の間接金融を必要資金の調達源泉として有効に機能させることが可能になることから、ADR債務の返済資金に112百万円を充当し繰り上げ返済します。

なお、2025年3月31日提出の有価証券届出書において、第5回～第8回新株予約権（総額2,104百万円）の資金使途として、下記のとおり、ADR債務返済（繰り上げ返済）として252百万円を充当する旨を記載いたしました。本届出書提出日現在の第5回～第8回新株予約権（総額2,104百万円）の行使状況は、権利行使された株式は合計で171,200株、行使金額の合計は38百万円にとどまっており、行使が進んでおりません。これは、第5回～第8回新株予約権の1株あたりの行使価額が第5回225円、第6回275円、第7回325円、第8回375円と当社の現在の株価を上回っていることが要因です。このため、本届出書提出日現在の未返済のADR債務残高（繰り上げ返済）112百万円を今回の本新株式の発行により調達する資金により充当いたします。

これに伴いまして、第5回～第8回新株予約権（総額2,104百万円）の行使資金252百万円の資金使途について、ADR債務返済（繰り上げ返済）からペロブスカイト太陽電池の追加的な設備投資に資金使途を変更し、あわせて支出予定時期も下表のとおり変更いたしました。なお、ペロブスカイト太陽電池事業は、上述のとおり、子会社に事業を移管しておりますので、調達した資金は、当社から子会社への貸付もしくは出資により子会社で設備投資資金に充当いたします。

(2025年3月31日提出の有価証券届出書より抜粋)

<第5回～第8回新株予約権証券の発行並びに行使により調達する資金の具体的な用途（当初の予定）>

具体的な資金用途	金額	支出予定時期
a.ペロブスカイト太陽電池事業 設備投資	615百万円	2025年4月～2025年12月
b.ペロブスカイト太陽電池事業 運転資金	152百万円	2025年7月～2026年3月
	計768百万円	
c.ロボット事業 運転資金	330百万円	2025年4月～2025年9月
d.ロボット事業 研究開発資金	356百万円	2025年9月～2026年6月
	計686百万円	
(新規事業)		
e.EC(電子商取引)事業 運転資金	100百万円	2025年7月～2026年6月
f.AI高速カメラ事業 設備&運転資金	98百万円	2025年7月～2025年12月
g.電子調光事業 設備&運転資金	99百万円	2025年7月～2027年12月
h.太陽光パネルリサイクル事業 合併会社設立	100百万円	2025年7月～2026年12月
	計397百万円	
i.ADR債務弁済 繰り上げ弁済	252百万円	2025年5月～2026年12月
合計	2,104百万円	

本届出書提出日現在、上記第5回～8回の新株予約権の行使による調達額は、第5回新株予約権171,200株、行使総額は38百万円です。なお、当該38百万円は未充当です。

変更後の資金用途及び支出予定時期は、以下の通りです（変更箇所は下線（ ）を付して表示しています）。

(2026年3月13日付け開示資料より抜粋)

<第5回～第8回新株予約権証券の発行並びに行使により調達する資金の具体的な用途（変更後）>

具体的な資金用途	金額	支出予定時期
a.ペロブスカイト太陽電池事業 設備投資	615百万円	2025年4月～ <u>2027年12月</u>
b.ペロブスカイト太陽電池事業 運転資金	152百万円	2025年7月～ <u>2026年12月</u>
	計768百万円	
c.ロボット事業 運転資金	330百万円	2025年4月～ <u>2027年12月</u>
d.ロボット事業 研究開発資金	356百万円	2025年9月～ <u>2026年12月</u>
	計686百万円	
(新規事業)		
e.EC(電子商取引)事業 運転資金	100百万円	2025年7月～ <u>2027年12月</u>
f.AI高速カメラ事業 設備&運転資金	98百万円	2025年7月～ <u>2027年12月</u>
g.電子調光事業 設備&運転資金	99百万円	2025年7月～2027年12月
h.太陽光パネルリサイクル事業 合併会社設立	100百万円	2025年7月～2026年12月
	計397百万円	
i. <u>ペロブスカイト太陽電池事業</u> <u>設備投資</u>	252百万円	<u>2027年1月～2027年12月</u>
合計	2,104百万円	

その他、第5回～第8回新株予約権を除く、2021年4月から本届出書提出日現在までの資金調達額(発行諸費用除く)、資金使途、充当予定金額、充当済金額の状況は、以下の通りです。

発行日	2021 / 4 / 16発行(2021.3.26開示)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. 金融債務の弁済金	115	2021年12月	115	2021年4月
	b. 運転資金	185	2021年4月～2021年12月	185	2021年12月
	合計	300		300	
第2回 新株予約権	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. 運転資金	180	2021年4月～2024年12月	169	2024年4月
	合計	180		169	(行使期間満了)
発行日	2024 / 4 / 10発行(2024.3.1開示)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. 金融債務の弁済金	139	2024年4月～6月	139	2024年4月
	b. 運転資金	48	2024年4月～2024年12月	48	2024年6月
	合計	187		187	
第3回 新株予約権	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. 新規事業への設備投資	119	2024年6月～2029年4月	-	-
	b. ペロブスカイト太陽電池への設備投資(支出予定時期変更後)	106	2024年11月～2026年12月	-	-
	c. 新規事業推進のための事業買収資金	282	2024年6月～2029年4月	-	-
	合計	507		-	
発行日	2024 / 8 / 30発行(2024.8.7開示)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. 金融債務の弁済金	139	2024年12月	139	2024年10月
	b. ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの設備投資	389	2024年9月～2025年12月	389	2024年9月～2024年12月
	b2. ペロブスカイト太陽電池のガラス、フィルム型両用プラントへの設備投資(輸入消費税)(資金使途変更後)	102	2024年9月～2025年3月	102	2024年11月～2025年3月
	c. ペロブスカイト太陽電池製造のための現有設備増設投資	82	2024年9月～2025年12月	82	2024年9月～2025年2月
	d. ガラス基板の調達資金(資金使途変更後)	85	2025年9月～2025年12月	85	2025年9月～2025年11月
	合計	797		797	
発行日	2024 / 10 / 30発行(2024.9.19開示)				
株式	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. ペロブスカイト太陽電池の製造設備への設備投資(本設備投資残金)(支出予定時期変更後)	394	2024年10月～2025年12月	394	2025年1月～2025年9月
	合計	394		394	
第4回 新株予約権	具体的な資金使途	予定金額	支出予定時期	充当済金額	充当時期
	a. ペロブスカイト太陽電池の製造設備への設備投資(支出予定時期変更後)	29	2024年11月～2026年2月	-	-
		80	2024年11月～2026年2月	80	2024年9月～2026年2月
合計	109		80		

b. c. 運転資金（既存事業）

上記のとおり、2026年12月期の資金繰り計画（通期）では、営業収入の合計956百万円（売掛金の現金回収額927百万円、受取手形による回収額27百万円、その他29百万円）に対して、営業支出（買掛金の支払い、人件費その他諸経費の支払い）の合計は1,227百万円と差額の 271百万円の資金不足が予想されることから、当社の既存事業（基板事業、半導体加工事業）の経常的な支払（材料費、労務費、外注費、その他製造諸経費及び販売一般管理費等の支払い）のための運転資金として、本新株式の払込資金から82百万円、本新株予約権の発行・行使資金から120百万円の合計202百万円を充当する予定です。なお、不足分は手許現預金残高（2026年12月期期首残高75百万円）から充当いたします。

d. ロボット事業（運転資金）

当社の中核事業として位置付けているロボット事業の拡大にともない、新たな代理店の構築により、販路の拡大が見込まれることから、TORO-TECH（HONGKONG）COMPANY LIMITEDからのOEM製ロボットの仕入前渡金、手許在庫金額及び売上債権金額等の運転資金が増加します。2026年度～2027年度の資金繰り計画では、営業債権（売掛金）の増加や棚卸資産の増加による営業キャッシュ・フローが 173百万円、ソフトウェアの取得費による投資活動によるキャッシュ・フローが 171百万円、借入金の返済による財務活動によるキャッシュ・フローが 143百万円とキャッシュ・フローの総合収支（資金不足）が2年間で 487百万円発生し、次項e.で充当する研究開発費200百万円を除くと、 287百万円が不足することから、本新株予約権の行使資金から、2年間の人件費260百万円（既存人件費236百万円及び増加人件費23百万円）及びその他諸経費（支払手数料、地代家賃、広告宣伝費等）295百万円の合計555百万円のうち、2026年4月から2027年12月にかけて、245百万円を充当いたします。不足額42百万円（287百万円 - 245百万円）は、資金計画期首（2026年1月1日時点）の手許現預金21百万円を充当し、残りの不足額21百万円は、諸経費項目の支出内容及び支出時期を見直すなどして対応します。なお、調達した資金は、子会社（株式会社アイウイズロボティクス）への貸付等により子会社において運転資金として充当いたします。

e. ロボット事業（研究開発）

ロボット事業は、現在、床面及びトイレを清掃対象とした計4機種を展開しておりますが、今後、2027年～2028年にかけて、あらたな清掃対象向け新機種の導入や既存機種の改良を計画しており上述の通り、2026年度～2027年度の資金繰り計画では、キャッシュ・フローの総合収支（資金不足）が2年間で487百万円発生することから、本新株予約権の行使資金から、トイレ掃除ロボットバージョンアップ開発費（外部に委託します。）として、ハードウェア及びソフトウェア設計費用41.1百万円、金型製作費及び試作品製作費58.8百万円、及び新たな用途向けのロボット開発費（外部に委託します。）として、市場調査費用2.7百万円、ハードウェア及びソフトウェア設計費用49.8百万円、試作機の実証試験費17百万円、金型製作費、試作品製作費、製品検査認証費として79.6百万円の合計249百万円のうち2027年から2028年にかけて、200百万円を充当いたします。なお、調達した資金は、子会社（株式会社アイウイズロボティクス）への貸付等により子会社の開発資金として充当いたします。

< 資金調達の方法として本第三者割当増資及び本新株予約権の発行を選定した理由 >

当面の安定した運転資金を確保し、今後の事業継続、さらには新規事業の積極的な推進のための資金調達方法として、間接金融及び直接金融（公募増資、株主割当増資並びに第三者割当増資）を検討いたしました。その結果、間接金融については、当社は、事業再生ADRにより、再建途上にあり、新規に資金の融資を受けることは事実上不可能であると判断し、直接金融のうち公募増資については、継続企業の前提に疑義がある状態では引受証券会社を見つけることが困難であることが想定されること、また株主割当増資の場合は、失権により想定した資金が集まらない可能性があることから困難であると判断し、迅速かつ確実な資金調達及び既存の株主の利益保護の観点から、直接金融による第三者割当増資が最も適していると判断いたしました。

第三者割当増資による今回のDESの手法を取り入れた本新株式発行と本新株予約権の発行を組み合わせた資金調達の方法は、

本新株式発行により、繰り上げ弁済を含め債務の一括弁済による財務体質を強化することがきること

本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して、一度に資金を拠出せず、複数回に分けて資金拠出を行うことができるようになること

当社では、2,115百万円の資金を調達するために2025年4月18日に第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を発行したものの、第6回、第7回、及び第8回の新株予約権は、株価が行使価額を下回っており、現時点で行使された株数はなく、また、第5回新株予約権についても、2026年1月下旬から2月上旬に掛けての一定期間において、株価が行使価額225円を上回る水準で推移し、売買高も膨らみましたが、これはペロプスカイト太陽電池事業が材料視された一時的な株価上昇であったとみられることから、その後株価は225円を下回る水準で推移し、権利行使は進まず、現時点で僅か38百万円しか調達できていないことは事実としてありますが、今回の調達は、当社の主要株主で筆頭株主であるニューセンチュリー有限責任事業組合と当社の主要株主でかつ当社取締役星彰治が代表取締役を務める那須マテリアル株式会社が

当社の資金不足を理解したうえで、本新株予約権を引き受けており、また、ニューセンチュリー有限責任事業組合及び那須マテリアル株式会社は、過去に割り当てた第2回新株予約権(那須マテリアル株式会社他に割当)、第4回新株予約権(ニューセンチュリー有限責任事業組合、那須マテリアル株式会社及び渡邊敏行に割当)のいずれもすべて行使しており、当社の今後数年間の事業運営を行う上で必要となる資金を相当程度高い蓋然性をもって調達できることが可能となる点で企業の継続性と安定性に資する資金調達方法であること

株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、新株予約権については、取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、柔軟に新株予約権を取得・消却し、資金調達をキャンセルすることが可能であるため、必要に応じて取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能であること

から採用いたしました。なお、当初の計画どおりに、本新株予約権証券の行使による資金調達を行うことができない場合、支出の時期を見直すとともに、他の調達方法も検討する予定であります。

<本新株予約権の特徴>

本新株予約権の特徴は、次のとおりであります。

(メリットとなる要素)

本新株予約権証券は、発行時払込金額は1個あたり267.00円、行使価額は1株あたり170円に設定し、公正価格にて時価発行し発行当初から行使価額は208円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権証券の目的となる株式の総数についても、発行当初から3,277,700株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権証券の各発行要項に従って調整されます。

また、本新株予約権には取得条項が付されているため、本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合や今後の当社の状況の変化によって異なる資金調達手法を選択することが適切となった場合など、当社や市場の将来の状況の変化を考慮しながら、当社の選択により、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことで、各新株予約権を取得・消却することが可能であり、必要に応じてかかる取得条項を活用することで将来的に既存株主の皆さまへの希薄化の影響を抑えることが可能です。

(デメリットとなる要素)

本新株予約権証券の行使がすべて行われた場合、2,679,000株の株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権証券の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。なお、上述のとおり、2,115百万円の資金を調達するために2025年4月18日に第5回新株予約権、第6回新株予約権、第7回新株予約権及び第8回新株予約権を発行したものの現時点で僅か38百万円しか調達できていないことを踏まえたとしても、そしてそこから1年も経たないなかで、当社において、再度、行使価額固定型の新株予約権を発行することが妥当であると判断した理由は、当初、当社は株式の発行による資金調達を模索して複数の投資家に打診しましたが、金銭出資を引き受ける投資先が見つからなかったことから、債権者であるabc株式会社に対してDESを提案したところ、新株予約権とのセットで出資引受を希望したことから、当社の主要株主であるニューセンチュリー有限責任事業組合及び那須マテリアル株式会社にも同条件で出資引受を打診した結果、3者との交渉が成立しました。当社といたしましては、資金不足に対処するため、本新株式と本新株予約権のセットでの発行が、割当予定先の引き受け条件として必要であったことによります。

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

以下「a. 割当予定先の概要」、「b. 提出者と割当予定先との間の関係」、及び「c. 提出者と割当予定先の業務執行組合員との間の関係」の欄は、別途時点を明記していない限り、本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

ニューセンチュリー有限責任事業組合

a. 割当予定先の概要	名称	ニューセンチュリー有限責任事業組合		
	所在地	東京都品川区大井一丁目23番1号		
	出資額	640,020千円		
	組成目的	有価証券の取得・投資・保有及び運用、不動産事業、クリーンエネルギー事業		
	主たる出資者及びその出資比率	Prolight Corporation Limited (光博有限会社) 99.997% 松本守雄 0.003%		
	業務執行組合員又はこれに類する者	氏名	Prolight Corporation Limited (光博有限会社)	
		住所	中華人民共和国香港特別行政区、カウルーン、チムサーチョイ・オースティンロード136-138、ゴールドゲートコマーシャルビルディング3階303号室	
		職業の内容	投資事業	
	業務執行組合員又はこれに類する者	氏名	松本 守雄	
		住所	東京都練馬区	
職業の内容		会社役員		
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	6,437,555株の株式(議決権割合13.37%)を保有する主要株主である筆頭株主です。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	資金の借入5,000万円及び支払利息150万円/年		
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。		
c. 提出者と割当予定先の業務執行組合員との間の関係	松本 守雄			
	出資関係	該当事項はありません。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。		
	Prolight Corporation Limited (光博有限会社)			
	出資関係	該当事項はありません。		
	人事関係	該当事項はありません。		
	資金関係	該当事項はありません。		
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。		

那須マテリアル株式会社

a . 割当予定先の概要	名称	那須マテリアル株式会社									
	本店の所在地	栃木県大田原市北金丸2122番地									
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 星 彰治									
	資本金	56百万円									
	事業の内容	産業廃棄物の再生利用（処分）事業、再生可能エネルギー事業、居住用及び商業用不動産の賃貸事業、製造原材料等の売買									
	主たる出資者及びその出資比率	<table border="0"> <tr> <td>星 彰治</td> <td>34.2%</td> </tr> <tr> <td>マルホ建設株式会社</td> <td>27.8%</td> </tr> <tr> <td>エヌズホールディングス株式会社</td> <td>17.7%</td> </tr> <tr> <td>高梨友子</td> <td>12.6%</td> </tr> <tr> <td>植竹雅弘</td> <td>7.5%</td> </tr> </table>	星 彰治	34.2%	マルホ建設株式会社	27.8%	エヌズホールディングス株式会社	17.7%	高梨友子	12.6%	植竹雅弘
星 彰治	34.2%										
マルホ建設株式会社	27.8%										
エヌズホールディングス株式会社	17.7%										
高梨友子	12.6%										
植竹雅弘	7.5%										
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	3,131,300株（議決権割合6.5%）を保有する株主であります（2025年12月末時点の株主名簿の記載内容を記載しております）。									
	人事関係	那須マテリアル株式会社の代表取締役星彰治氏は当社取締役です。									
	資金関係	該当事項はありません。									
	技術関係	該当事項はありません。									
	取引関係	<p>対象期間：2025年1月～12月。関連当事者に該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料購入取引 97百万円、残高（売掛金） 41百万円 ・ 金属スクラップ買取金額 5百万円、残高（買掛金） 0百万円 ・ リース物件賃貸借額 0.9百万円、残高（未収金） 0百万円 									

a b c 株式会社

a . 割当予定先の概要	名称	a b c 株式会社
	本店の所在地	東京都港区赤坂四丁目9番17号 赤坂第一ビル11階
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 - 第25期（自2025年4月1日 至2025年8月31日） 2025年11月27日 関東財務局長に提出
b . 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません
	資金関係	資金の借入1億4千万円及び約定利息1,706,848円（2025年12月26日～2026年3月25日まで。年5%）
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c . 割当予定先の選定理由

今回の本新株式発行及び本新株予約権証券の発行による資金調達にあたり、当社の事業環境及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略についてご理解いただける投資家に当社取締役の人的ネットワークを活用して接触し、出資を打診してまいりました。

ニューセンチュリー有限責任事業組合は、当社の主要株主である筆頭株主で、本届出書提出日現在、当社の発行済株式総数の13.37%（議決権割合）の株式を保有しております。同組合は、2020年3月13日に当社と事業再生のスポンサー契約を締結し、同年3月30日に当社の事業再生ADR手続の成立を受けて、2020年4月14日に7億円の第三者割当増資を引き受け51.01%の株式を有する親会社として、当社事業再生に注力して参りました。

今回の本新株式発行（DES及び金銭出資）及び本新株予約権証券の発行による資金調達にあたり、当社の事業環境及び財務状況の現状と課題並びに今後の事業戦略、今回のファイナンス概要について、当社取締役小峰衛が2026年2月4日に同組合の組合員で、かつ、同じく組合員のProlight Corporation Limited（光博有限会社）の職務執行者である松本守雄氏と面談して説明し、2026年2月6日に組合員松本守雄氏及び組合員Prolight Corporation Limited（光博有限会社）の代表取締役傳嘉鈴氏より、メッセージアプリを通じて出資及び引受の意向をいただき選定にいたっております。

那須マテリアル株式会社は、2021年3月に実施した、当社の第三者割当増資及び第2回新株予約権発行の引き受け、2024年4月に実施した当社の第三者割当増資の引き受け、及び2024年10月に実施した当社の第三者割当増資及び第4回新株予約権の引受により、当社発行済株式総数の6.50%（議決権割合）の株式を保有する株主となっています。

また、同社代表取締役星彰治氏は、2021年3月より当社取締役（非常勤）を務めております。今般、同氏を通じて同社に、当社の本新株式（金銭出資）及び第9回新株予約権証券の発行にあたり、2026年2月4日に当社取締役小峰衛が星氏と面談し今回のファイナンスの概要について説明して出資・引受を打診し、2026年2月6日にメッセージアプリを通じてご出資・引受の意向をいただき、選定にいたっております。なお、本新株式発行（金銭出資）及び第9回新株予約権証券の発行にあたり総数引受契約を締結することになる、那須マテリアル株式会社は、上記のとおり、当社の株主でもあり、また、当社取締役である星彰治氏が、同社の代表取締役を務めていることから、当社と特別な利害関係を有し、本新株式（金銭出資）及び第9回新株予約権証券の割当は利益相反取引であるため、当社取締役星彰治氏は、当該募集事項の決定議案の審議及び決議には参加しておりません。

a b c 株式会社の代表取締役松田元氏は、当社代表取締役渡邊敏行が、2013年より10年間世話人を務めていた投資家交流サークル『縁の集まり』で10年ほど前に知り合いました。その後、2025年9月に当社渡邊が系統蓄電池事業案件で商談中の取引先より、松田氏を紹介されて面談しました。その後、a b c 株式会社専務取締役片田朋希氏とも面談し、当社の資金支援を要請し、1億4千万円の借入を検討していただけることになりました。当該借入は、上述のとおり、当社の2025年12月末に弁済期が到来するA D R 弁済資金1億4千万円に充当すべく、2025年12月26日付（借入実行日：2025年12月26日）で当社との間で同額の金銭消費貸借契約を締結し、当社が借り入れを行いました。その後、当該借入金金の約定弁済期日が、2026年3月25日であることから、弁済時期と方法について、当社取締役の小峰衛が2026年2月5日の同社専務取締役片田朋希氏宛のメールにて相談いたしました。そして、今回のファイナンスの概要について説明し、当社より本新株式発行（D E S）及び第9回新株予約権証券の発行にあたり、出資・引受を打診し、片田氏より同日の小峰宛の携帯電話のショートメッセージ（SMS）にてご出資・引受の意向をいただき、選定にいたっております。

なお、新株予約権の割当数の決定にあたりましては、D E S の交渉過程でa b c 株式会社が権利行使総額2億円の新株予約権の割当てを希望したこと、およびニューセンチュリー有限責任事業組合及び那須マテリアル株式会社も分割払込の可能な新株予約権の割当てを希望したことから、a b c 株式会社への割当比率と同じ比率（新株予約権2億円÷D E S 1.4億円＝1.428826倍。小数点未満切り上げ）で割り当てることといたしました。

d．割り当てようとする本新株式及び本新株予約権の数

割当先の名称	本新株式	本新株予約権
ニューセンチュリー有限責任事業組合	882,400株	12,607個
那須マテリアル株式会社	588,300株	8,405個
a b c 株式会社	823,500株	11,765個
合計	2,294,200株	32,777個

（注） 新株予約権は1個あたり100株

e．株券等の保有方針

（本新株式）

ニューセンチュリー有限責任事業組合につきましては、当社の主要株主である筆頭株主として、当社事業に関して、引き続き中長期的に支援をする旨を表明いただき、株券の保有方針について、短期的な売却や転売予定はなく中長期の純投資方針であることを口頭で確認しております。

当社取締役星彰治氏が代表を務める那須マテリアル株式会社につきましても、当社の主要株主として、当社事業に関して、引き続き中長期的に支援をする旨を表明いただき、株券の保有方針について、同様に短期的な売却や転売予定はなく中長期の純投資方針であることを口頭で確認しております。

a b c 株式会社につきましては、当該株式等を取得後、短期から中期の純投資方針であること、及び株式市場の環境を鑑みながら、株価に影響を与えない範囲で売却する方針であることをメールにて確認しております。なお、具体的な売却時期や数量については未定であり、市場動向等に応じて適宜判断するものとしています。

なお、当社は、上記割当予定先に割り当てられた本新株式の全部又は一部を本新株式発行日から2年以内に、譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することについての確約書を本新株式の割当予定先より、取得する予定であります。

（本新株予約権）

本新株予約権の割当予定先の保有方針に関しては、ニューセンチュリー有限責任事業組合につきましては、当社取締役小峰衛が同組合員の松本守雄氏と面談し、短期から中期の純投資方針で保有すること、及び本新株予約権の行使により取得した株式につきましては、株式を取得後、短期から中期の純投資方針であること、及び株式市場の環境を鑑みながら、株価に影響を与えない範囲で売却する方針であることを口頭で確認しております。なお、上述の本株式の同組合の保有方針が中長期純投資であるのに対して、本新株予約権が短期から中期の純投資方針である理由は、本新株予約権を引き受けるための条件を同組合と協議するなかで、早期に投下資本の回収を図ることもできるようにしたためです。

那須マテリアル株式会社につきましては、当社取締役小峰衛が同社代表取締役の星氏と面談し、短期から中期の純投資方針で保有すること、及び本新株予約権の行使により取得した株式につきましては、株式を取得後、短期から中期の純投資方針であること、及び株式市場の環境を鑑みながら、株価に影響を与えない範囲で売却する方針であることを確認しております。

なお、上述の本株式の同社の保有方針が中長期純投資であるのに対して、本新株予約権が短期から中期の純投資方針である理由は、本新株予約権を引き受けるための条件を同社と協議するなかで、早期に投下資本の回収を図ることもできるようにしたためです。

a b c 株式会社につきましては、当社取締役小峰衛が同社専務取締役片田朋希氏より、短期から中期の純投資方針で保有すること、及び本新株予約権の行使により取得した株式につきましては、株式を取得後、短期から中期の純投資方針であること、及び株式市場の環境を鑑みながら、株価に影響を与えない範囲で売却する方針であることをメールにて確認しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、各割当予定先の下記の本新株式及び第9回新株予約権の払込み（発行時払込資金及び行使資金）に要する財産の存在について、次のとおり確認しております。

<各割当予定先の本株式及び本新株予約権の払込に要する資金（DESを除く）>

割当予定先の名称	本株式	本新株予約権（第9回新株予約権）			本株式と本新株予約権の払込金額の合計払込金額
	払込金額 （金銭出資）	発行時払込金額	行使時払込総額	合計	
ニューセンチュリー有限責任事業組合	100百万円	3百万円	214百万円	218百万円	317百万円
那須マテリアル(株)	100百万円	2百万円	143百万円	145百万円	245百万円
a b c (株)	-	3百万円	200百万円	203百万円	203百万円
計	200百万円	8百万円	557百万円	565百万円	765百万円

ニューセンチュリー有限責任事業組合については、本新株式発行（金銭出資）及び本新株予約権の発行時払込に必要な資金につきましては、すべての取引金融機関の取引口座の2026年3月12日までの一定期間の取引明細履歴を入手し、払込に必要な資金が確保できていることを確認しております。また、新株予約権の行使資金につきましては、現時点では、行使資金に充当する資金は確保されておりませんが、基本的には、まず、新株予約権の一部行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金をもって新株予約権の追加行使に充てるという行為を行うことを予定している旨を、同組合員の松本守雄氏より、口頭で確認しており、行使資金の払込に支障はないものと判断しております。

那須マテリアル株式会社については、すべての取引金融機関の取引口座の2026年3月12日までの一定期間の取引明細履歴を入手するとともに、同社が保有する上場有価証券の2026年3月12日現在の証券会社発行の残高明細書を受領し、当該上場有価証券の流動性を鑑み、本新株式の引受払込資金及び第9回新株予約権の発行時及び行使時の払込資金として資金が確保される見込みであることを確認しております。また、当該上場有価証券取得資金の出所について全額自己資金である旨口頭で確認をしております。なお、実際の払込にあたっては、上記の銀行預金残高および上場有価証券残高とは別に、回収売掛金や当座貸し越しにより確保した資金を充当する場合もある旨をメールにて確認しております。

届出書提出時点では、現金としての払込金が別段確保されておらず、仮に何らかの理由で売掛金の回収や当座貸し越し及び当該上場有価証券の売却による現金化ができない場合、払込が行われないリスクがあります。

a b c 株式会社は、東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、本新株予約権の発行時払込みに必要な資金につきましては、すべての取引金融機関の取引口座の2026年3月12日までの一定期間の取引明細履歴を入手し、発行時払込資金が確保されていることを確認いたしました。なお、本新株予約権の発行時払込みに必要な資金は、自己資金である旨を同社経営企画部部長の谷井氏にメールにて確認いたしました。

本新株予約権の行使資金につきましては、基本的には、まず、新株予約権の一部行使を行い、行使により取得した当社株式を売却し、売却で得た資金をもって新株予約権の追加行使に充てるという行為を行うことを予定している旨を、同社経営企画部部長の谷井氏にメールにて確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先のニューセンチュリー有限責任事業組合、那須マテリアル株式会社及びabc株式会社からは、反社会的勢力とは一切関係のないことを聴取しております。また、ニューセンチュリー有限責任事業組合の組合員、那須マテリアル株式会社（役員、主要株主を含む）及びabc株式会社（代表取締役及びその他役員7名を含む）について、第三者調査機関である株式会社ディークエストホールディングス（本社：東京都千代田区神田駿河台3-4 龍名館本店ビル5階 代表取締役 脇山太介）の調査により、反社会的勢力との関係を示す情報は確認されなかったとの報告を受けており、当社はその調査報告書を確認いたしました。なお、abc株式会社につきましては、調査結果報告書に当社にて追加的に検討すべき事項の記載があり、当該事項につきまして、以下の手続きを行いました。

- 1) 調査報告書、abc株式会社の登記簿謄本及び関連する開示資料を精査
- 2) abc株式会社に事実関係を確認
- 3) 開示されているその他の関連情報を精査・確認
- 4) 当社にて、インターネット上で独自に追加調査を実施
- 5) 上記手続きの状況について、当社顧問弁護士に意見を求め社内で協議。

上記手続きの結果、当社は、法令違反等の事実是有しないものと判断いたしました。また、当社、監査役会の見解も同様です。

また、割当予定先のabc株式会社は、東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場しており、同社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書における「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況等」の記載から、割当予定先は反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

さらに、上記に加えて、当社が独自に行ったインターネット検索による上記割当予定先の組合及び法人（役員及び主要株主を含む。）に関する報道や評判等の調査結果も踏まえて、当社は、上記割当予定先の組合及び法人はいずれも反社会的勢力と関わりがないものと判断しております。

以上により当社は、上記割当予定先の個人及び法人（役員及び主要株主を含む。）は、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、これに係る確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

第9回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとされています。なお、当社は、割当予定先が第9回新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、第9回新株予約権の保有方針の確認を行い、本買取契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において第9回新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。本新株式及び第9回新株予約権の行使後の株式につきましては、譲渡制限は付されておりません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価額につきましては、当社を取り巻く事業環境、業績動向、財務状況、株価動向等を総合的に勘案し、本新株発行に係る発行決議日の直前取引日（2026年3月12日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値188円の90.43%である170円といたしました。発行価額を9.57%ディスカウントした理由としましては、発行条件の交渉にあたり割当予定先からの当社の直近業績が悪化するなかで、現時点での資金拠出はリスクを伴うことを理由に、一定のディスカウント要望があったことから、当社としても資金調達の緊急性があること、また、当社の直近1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月間の平均株価と大きく乖離しないことから、株価下落リスクを踏まえて、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（下記参照）を超えない範囲で相応のディスカウントはやむを得ないと判断した結果によるものであります。

（本新株式の発行の必要性）

上述の通り、当社の厳しい業績が続く中で、金融債務のうち2026年3月に140百万円、及び2026年7月に50百万円の借入金の弁済期限が到来しますが、現時点では、当該借入金の返済原資が確保できていないことから、今回、DESにより貸付債権を現物出資していただくことで、弁済に充当し資金不足を回避できます。また、今回の資金調達で金融債務の一括繰り上げ弁済を行うことで無借金となり、今後の事業成長に必要な資金を間接金融により調達する道を開くものであること、さらに、中長期的に当社の中核となる事業と位置付けているロボット事業を継続的な成長軌道に乗せ収益基盤を確立するために必要な資金の調達することが、必要不可欠であることから、本新株式の発行の必要性を取締役会において審議し必要不可欠であると判断いたしました。

（発行価額について）

当社は、資金調達が急務である状況下で、複数のルートで投資ファンドや事業会社などの割当候補先にコンタクトしましたが、発行スキーム及び発行条件で折り合わず、割当先が早期に決まりませんでした。そこで、当社筆頭株主で主要株主であるニューセンチュリー有限責任事業組合と当社主要株主である当社取締役の星彰治氏が代表取締役を務める那須マテリアル株式会社、及び当社のA D R債権者を除き当社の唯一の資金の借入先であるa b c株式会社の3者に打診した結果、引受の意向を表明したことから、発行条件について交渉を続け、最終的に上記の発行価額で合意しました。

当社取締役会としても、発行価額は、東京証券取引所における発行決議の直前取引日の当社株式の市場価額（以下、「当社株価」という。）の90.43%であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」も取締役会決議の直前営業日の価格に0.9を乗じた額以上の価額であることとされていることから、有利発行に該当しない範囲内のディスカウントであり、適切であると判断しております。

なお、当該終値（発行価額）は、過去1ヶ月間の終値単純平均値である196円（1円未満を四捨五入。以下、終値の単純平均値の算出について同じとします。）に対し13.27%（小数点以下第3位を四捨五入）のディスカウント、過去3ヶ月間の終値単純平均値である181円に対して6.20%（小数点以下第3位を四捨五入）のディスカウント及び過去6ヶ月間の終値単純平均値である173円に対して1.89%（小数点以下第3位を四捨五入）のディスカウントとなっております。

また、本新株発行に係る取締役会に出席した当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員より、本新株式の払込金額は、当社株式の価値を表す客観的な指標である市場価格を基準にしており、直近の株価が現時点における当社の客観的な企業価値を適正に反映していると判断したうえで、取締役会決議の直前営業日における終値を基準として割当予定先と交渉が行われていること、及び上述の日本証券業協会の指針に基づいて決定されていることを考慮すると、特に有利な払込金額には該当しないとの判断をしたことについて合理的である旨の意見を得ております。

本新株予約権

本新株予約権の発行価額については、その発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮し、株価、権利行使価額、ボラティリティ、配当率、市場リスクプレミアム、対指数ベータ、クレジットコスト等の変数を算定基礎とする一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル9階 代表取締役 能勢元）による評価書を参考に、新株予約権証券の1個（100株）当たりの払込金額を第三者評価機関による評価額と同額の267円（1株当たり2.67円）といたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（2026年3月12日の終値）、本新株予約権の行使価額（170円）当社株式の市場流動性、配当率（0%）、市場リスクプレミアム9.3%、リスクフリーレート1.625%、対指数0.778、ボラティリティ（51.06%）、クレジット・コスト（21.83%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近5年間にわたる当社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値（161,650株）の10%）等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（5年間）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を267円（1株当たり2.67円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近5年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値（161,650株）の10%）を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

また、本新株予約権の行使価額については、新株式発行に係る取締役会決議日の前取引日（2026年3月12日）の終値の90.43%である1株170円といたしました。行使価額の決定については、当社の前回の第三者割当増資の発行価額、当社の業績動向、財務状況、株価動向、具体的な用途、支出額、支出予定時期、本新株予約権の行使により発行される株式数及び割当予定先の保有方針及び本新株予約権の行使期間等を勘案し割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。この行使価額は、行使価額修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはなく、また、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準じており、合理的なものと判断いたしました。

なお、取締役会決議日の前取引日までの1か月間の終値平均196円に対する本新株予約権の行使価額（170円）の乖離率は-15.29%、取締役会決議日の前取引日までの3か月間の終値平均181円に対する乖離率は-6.61%、取締役会決議日の前取引日までの6か月間の終値平均173円に対する乖離率は-1.92%となっております。

なお、当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員より、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係がなく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を得ております。そして、当社取締役会においては、監査役3名から上記意見についての説明を受け検討の結果、賛成多数にて本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本新株式及び本新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ2,294,200株及び3,277,700株の合計5,571,900株（議決権個数は55,719個）であり、2026年3月13日現在の当社発行済株式総数48,169,775株に対して11.57%、同日現在の議決権総数481,548個に対しては11.57%となります。そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

また、割当予定先が本新株式及び本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数5,571,900株を本新株予約権の行使期間である5年間（245日/年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は4,548株（小数点以下切捨て）となり、上記直近1か月間の1日当たりの平均出来高の0.53%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の0.16%、直近6か月間の1日当たりの平均出来高の0.22%となるため、本新株式及び本新株予約権発行による資金調達が及ぼす市場への影響は限定的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式発行後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ニューセンチュリー有限責任 事業組合	東京都品川区大井1丁目23番1号	6,437,555	13.37%	7,319,955	14.51%
王 馳	東京都品川区大井	6,403,194	13.30%	6,403,194	12.69%
那須マテリアル株式会社	栃木県大田原市北金丸2122	3,131,300	6.50%	3,719,600	7.37%
渡邊 敏行	神奈川県横浜市旭区	1,574,000	3.27%	1,574,000	3.12%
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2丁目6番21号	922,000	1.91%	922,000	1.83%
a b c 株式会社	東京都港区赤坂四丁目9番17号	-	-	823,500	1.63%
INTERACTIVE BROKERS LLC	ONE PICKWICK PLAZA GREE NWICH, CONNE CTICUT 0683 0 USA	736,700	1.53%	736,700	1.46%
スマート永輝有限責任事業組 合	東京都品川区大井1丁目23-1 カ クタビル7F	522,719	1.09%	522,719	1.04%
FUTU SECURITIES IN TERNATIONAL (HONGKONG) LIMITED	UNIT C1-2, 13/F., UNITED CENTRE, NO.95 QUEENSWAY, DMIRALTY HONG KONG	426,400	0.89%	426,400	0.85%
LI KE	東京都千代田区	422,900	0.88%	422,900	0.84%
BNYM AS AGT/CLTSN ON TREATY JASDEC	240 GREENWICH STRE ET, NEW YORK, NEWYORK 10286 U.S.A.	343,000	0.71%	343,000	0.68%
計		20,919,768	43.44%	23,213,968	46.01%

(注) 1. 所有株式数につきましては、2025年12月31日時点の株主名簿に記載された株数に、本届出書提出日現在までの既発行新株予約権の行使株式数を加えた数を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年12月31日時点の所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当増資により発行される普通株式の数(2,294,200株)及び議決権数(22,942個)を加算し、作成しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

(2) 本新株式発行の際に本新株予約権が全て同時に行使された場合の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ニューセンチュリー有限責任 事業組合	東京都品川区大井 1 丁目23番 1 号	6,437,555	13.37%	8,580,655	15.97%
王 馳	東京都品川区大井	6,403,194	13.30%	6,403,194	11.92%
那須マテリアル株式会社	栃木県大田原市北金丸2122	3,131,300	6.50%	4,560,100	8.49%
a b c 株式会社	東京都港区赤坂四丁目 9 番17号	-	-	2,000,000	3.72%
渡邊 敏行	神奈川県横浜市旭区	1,574,000	3.27%	1,574,000	2.93%
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山 2 丁目 6 番21号	922,000	1.91%	922,000	1.72%
INTERACTIVE BROKER S LLC	ONE PICKWICK PLAZA GREE NWICH, CONNE CTICUT 0683 0 USA	736,700	1.53%	736,700	1.37%
スマート永輝有限責任事業組 合	東京都品川区大井 1 丁目23-1 カ クタビル7F	522,719	1.09%	522,719	0.97%
FUTU SECURITIES IN TERNATIONAL (HONGKONG) LIMITED	UNIT C1-2, 13/F., UNITED CENTRE, NO.95 QUEENSWAY, ADMIRALTY HONG KONG	426,400	0.89%	426,400	0.79%
LI KE	東京都千代田区	422,900	0.88%	422,900	0.79%
BNYM AS AGT/CLTS N ON TREATY JASDEC	240 GREENWICH STRE ET, NEW YORK, NEW YORK 10286 U.S.A.	343,000	0.71%	343,000	0.64%
計		20,919,768	43.44%	26,491,668	49.31%

(注) 1. 所有株式数につきましては、2025年12月31日時点の株主名簿に記載された株数に、本届出書提出日現在の既発行新株予約権の行使株式数を加えた数を基準として記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2025年12月31日時点の所有株式数及び所有議決権数に、本第三者割当増資により発行される普通株式の株式数(2,294,200株)及び議決権数(22,942個)並びに第9回新株予約権の行使により発行される普通株式の株式数(3,277,700株)及び議決権数(32,777個)を加算し、作成しております。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第50期、提出日2025年3月27日）及び半期報告書（第51期 半期、提出日2025年8月8日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年3月13日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、追加事項はありません。

2．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第50期有価証券報告書の提出日（2025年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年3月13日）までの間において、以下の臨時報告書を東北財務局長に提出しております。
（2025年3月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2025年3月26日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年3月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、渡邊敏行、小峰衛、星彰治、久保田徹、王馳及び本郷邦夫の6氏を選任する。

第2号議案 監査役2名選任の件

取締役として、浦勇和也及び菊池紀子の両氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
渡邊 敏行	286,884	1,322	-	(注)	可決(99.54%)
小峰 衛	286,767	1,439	-	(注)	可決(99.50%)
星 彰治	286,762	1,444	-	(注)	可決(99.50%)
久保田 徹	286,864	1,342	-	(注)	可決(99.53%)
王 馳	286,838	1,368	-	(注)	可決(99.53%)
本郷 邦夫	286,740	1,466	-	(注)	可決(99.49%)
第2号議案					
浦勇 和也	286,753	1,678	-	(注)	可決(99.42%)
菊池 紀子	287,225	1,206	-	(注)	可決(99.58%)

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上

(2025年12月11日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、2025年12月5日開催の取締役会において、2025年12月15日を効力発生日(予定)として、当社のペロプスカイト太陽電池事業(以下「本事業」)に関する権利義務について、新設分割(以下「本新設分割」)により、新たに設立するKURAMOTOペロプスカイト株式会社(以下「新設会社」)に承継させることを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 新設分割の目的

当社は、本事業につきまして、当初計画していた資金調達が完了せず、ペロプスカイト太陽電池の量産に必要な設備導入及び電気設備等のインフラ設備の改修工事が未了であることから、量産開始時期が見通せない状態が続いておりました。

そこで、本事業を迅速に立ち上げるべく、会社分割により本事業を子会社に移管し、ペロプスカイト太陽電池事業に対して投資意向のある他企業との資本提携により、本事業に必要な資金を当該子会社にて調達するために、本事業を会社分割(簡易新設分割)により新設会社に承継させることを決定いたしました。

(2) 新設分割の方法、新設分割に係る割当ての内容その他新設分割計画の内容

新設分割の方法

当社を分割会社とした、本新設分割により設立される新設会社を承継会社とする簡易新設分割であり、新設会社は当社の100%子会社となる予定です。なお、新設会社による子会社の設立後に、当該子会社が第三者割当増資等により本事業に必要な資金を調達する予定ですが、資金調達の調達時期、金額、割当先等は未定です。また、第三者割当増資後の持ち株比率につきましては、当社が過半数を維持する予定です。

新設分割に係る割当ての内容

新設会社は本件分割に際して普通株式86,392株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

その他新設分割計画の内容

新設分割計画承認取締役会決議日：2025年12月5日

会社分割予定日（効力発生日）：2025年12月15日（予定）

本新設分割は、会社法第805条に規定する簡易新設分割であるため、株主総会の承認を得ることなく行うものです。

(3) 新設分割に係る割当ての内容の算定根拠

本新設分割は、当社が単独で行う新設分割であり、本新設分割に際して新設会社が発行する株式はすべて当社に割当て交付されることから、第三者機関による算定は実施せず、新設会社の資本金の額等を考慮して決定いたしました。

(4) 新設分割設立会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	KURAMOTOペロブスカイト株式会社
本店の所在地	宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1-1
代表者の氏名	代表取締役社長 渡邊 敏行
資本金の額	10百万円
純資産の額（ ）	863百万円
総資産の額（ ）	863百万円
事業の内容	1. ペロブスカイト太陽電池の設計、開発、製造、輸出入、その販売、賃貸及びコンサルティング業 2. 再生可能エネルギーに関わる施設、蓄電池、その他関連設備の開発、製造、販売及び設置 3. 前各号に関連又は付帯する一切の業務

実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本新設分割の効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

（以下、新設分割計画書の写し）

新設分割計画書

株式会社倉元製作所（以下「甲」という。）は、ペロブスカイト太陽電池事業を、新設するKURAMOTOペロブスカイト株式会社（以下「乙」という。）に承継させることに関し、以下のとおり計画する。

第1条 乙の本店所在地、商号、目的、発行可能株式総数、その他乙の定款で定める事項は、別紙1定款写しのとおりとする。

第2条 乙は、本件分割により承継する権利義務の全部に代わる対価として、本件分割に際して普通株式8万6392株を発行し、これをすべて甲に交付する。

第3条 乙の資本金及び資本準備金の額は、次のとおりとする。

1. 資本金の額 金1000万円

2. 上記以外の資本準備金その他の額

会社計算規則第49条の規定に従い、甲が定める。

第4条 乙は、本件分割により、別紙2承継権利義務明細書記載の甲のペロブスカイト太陽電池事業を甲より承継する。

ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。なお、甲は、乙が承継する全債務につき、併存的債務引受をする。

第5条 乙の設立時取締役及び設立時監査役は次のとおりとする。

設立時取締役 渡邊 敏行
設立時取締役 久保田 徹
設立時取締役 小峰 衛
設立時監査役 浦勇 和也

第6条 乙の設立時代表取締役は次のとおりとする。

設立時代表取締役 渡邊 敏行

第7条 乙の本店所在場所は、次のとおりとする。

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1

第8条 本件分割は、2025年12月15日までに必要な手続を終了させ、新設分割による変更の登記及び設立の登記をする。ただし、手続の進行上必要のある場合は、甲の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

第9条 甲は、分割期日までに、本計画の承認及び新設分割に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

第10条 分割期日までに天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲の取締役会決議により、分割条件を変更し、又は本計画を中止することができる。

第11条 本計画は、第9条に定める甲の適法な機関決定並びに法令の定める関係官庁の承認が得られないときは、効力を失うものとする。

第12条 本計画に定めるもののほか、新設分割に際し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、甲の取締役会がこれを定める。

2025年12月5日

宮城県栗原市若柳武鎗字花水前1番地1
株式会社倉元製作所
代表取締役 渡邊 敏行

別紙1

定款

第1章 総則(商号)

(商号)

第1条 当社は、KURAMOTOペロブスカイト株式会社(英文では、KURAMOTO PEROVSKITE INC.)と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ペロブスカイト太陽電池の設計、開発、製造、輸出入、その販売、賃貸及びコンサルティング業
2. 再生可能エネルギーに関わる施設、蓄電池、その他関連設備の開発、製造、販売及び設置
3. 前各号に関連又は付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を宮城県栗原市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 株式

（株券の発行に関する定め）

第6条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（発行可能株式総数）

第7条 当会社の発行可能株式総数は、100万株とする。

（株式の譲渡制限）

第8条 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を受けなければならない。

（基準日）

第9条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。

2 前項の場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

第3章 株主総会

（招集時期）

第10条 当会社の定時株主総会は、各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

（招集者及び議長）

第11条 株主総会は、取締役会長又は取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役会長及び取締役社長いずれも事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第13条 株主は、当会社の議決権の有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に、代理権を証する書面を提出しなければならない。

（議事録）

第14条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第15条 当会社の取締役は3名以上とする。

（取締役の選任）

第16条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第17条 取締役の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第18条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選任する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集及び議長）

第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会長及び取締役社長いずれも欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集手続）

第20条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議）

第21条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第22条 当社は、取締役が取締役会の会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録に同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第23条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録し、議長及び出席した取締役並びに監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規則）

第24条 取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。

（取締役の責任免除）

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第5章 監査役

（監査役の数）

第27条 当会社の監査役は1名以上とする。

（監査役の選任）

第28条 当社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。

（監査役の任期）

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

（報酬等）

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

（監査役の責任免除）

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

第6章 計算

（事業年度）

第32条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第33条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

（除斥期間）

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には、利息を付けないものとする。

第7章 附則

（最初の事業年度）

第35条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から2025年12月31日までとする。

（法令の準拠）

第36条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

別紙 2

承継権利義務明細書

1. 資産及び負債他

KURAMOTOペロブスカイト株式会社(以下「新設分割設立株式会社」という。)は、株式会社倉元製作所(以下「当会社」という。)より、ペロブスカイト太陽電池事業(以下「本件事業」という。)に属する資産及びこれに付随する権利及び義務を承継するものとし、その明細は、以下の通りとする。なお、対象資産は、分割期日(2025年12月15日)の貸借対照表価格により新設分割設立株式会社に承継する。

(1) 資産

ペロブスカイト太陽電池に関する承継資産明細

設備明細	金額(簿価)
自動製造ライン	716,761,561円
空調設備	19,397,949円
純水装置	46,253,044円
コンプレッサー、フィルターユニット	33,300,000円
花泉5号棟電気設備	37,362,848円
設備搬入設置費	10,173,348円
卓上型ドラフトチャンバー	678,000円
承継資産合計	863,926,750円
承継負債合計	0円

(2) 負債

承継しない。

(3) 承継する契約上の地位

本件事業に関する設備機器(取得原価に算入すべき付随費用及び工場付帯設備を含む。)の購入契約及び取引契約に関する契約上の地位。

(4) その他

本件事業に関する一切の知的財産権(申請する権利を含む。)及びノウハウ並びにこれらの使用权及び実施権。

2. 労働契約上の権利義務

本件事業に関する労働契約上の権利義務は承継しない。

以上

(2026年3月10日提出の臨時報告書)

1 [提出理由]

当社は、2026年2月16日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 異動に係る代表取締役の氏名、生年月日、新旧役職名、異動年月日及び所有株式数

新たに代表取締役になる者

氏名(生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
星 彰治 (1972年12月12日生)	代表取締役CEO	取締役	2026年3月26日	0株
小峰 衛 (1961年10月2日生)	代表取締役社長兼CFO	取締役	2026年3月26日	0株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

代表取締役でなくなる者

氏名(生年月日)	新役職名	旧役職名	異動年月日	所有株式数
渡邊 敏行 (1971年1月29日生)	取締役	代表取締役社長	2026年3月26日	1,574,000株

所有株式数については、提出日現在の株式数を記載しています。

(2) 新たに代表取締役になる者についての主要略歴

氏名	略歴
星 彰治	2001年5月 那須マテリアル(株)取締役 2003年6月 当社取締役 2003年10月 マルホ建設(株)取締役(現任) 2004年9月 (株)日商取締役 2007年9月 秋田マテリアル(株)取締役(現任) 2016年11月 無邪気理事(現任) 2019年11月 (株)プレテックエンジニアリングエスエフ代表取締役(現任) 2021年3月 当社取締役(現任) 2024年4月 AKIMATE holdings(株)取締役(現任) 2025年2月 (株)日商代表取締役(現任) 2026年3月 当社代表取締役CEO(就任予定)

氏名	略歴
小峰 衛	1984年4月 (株)矢野経済研究所入社 1994年1月 (株)ディー・ブレイン(現(株)ディー・ブレイン・コンサルティング)入社 1997年7月 ディー・ブレイン証券(株)(現日本クラウド証券(株))監査役 1999年3月 ディー・ブレイン証券(株)(同)取締役 2000年4月 (株)ディー・ブレイン(現(株)ディー・ブレイン・コンサルティング)代表取締役 2012年8月 インターバルテクノロジー(株)代表取締役(現任) 2012年9月 (株)永輝商事監査役 2013年6月 (株)永輝商事取締役 2014年10月 (株)エイケイ・コンサルティング設立代表取締役(現任) 2014年6月 (株)大湘技研(現(株)DG Technologies)代表取締役 2020年4月 当社取締役(現任) 2026年3月 当社代表取締役社長兼CFO(就任予定)

以上

3．資本金の増減について

有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年3月13日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
2025年8月8日～ 2026年3月13日	19,458	154,111	19,458	74,111

（注） 上記の増減額は、新株予約権の行使による変動です。

4．最近の業績の概要について

第51期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の業績の概要

2025年2月16日開催の取締役会で承認され、同日に公表した第51期事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表は以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	639,931	97,124
受取手形及び売掛金	466,483	151,779
商品及び製品	15,148	61,603
仕掛品	51,480	49,733
原材料及び貯蔵品	92,348	90,381
短期貸付金	-	30,000
その他	92,702	64,137
流動資産合計	1,358,094	544,759
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	7,855,268	7,857,673
減価償却累計額	7,601,679	7,628,803
建物及び構築物（純額）	253,589	228,869
機械装置及び運搬具	6,836,369	6,843,699
減価償却累計額	6,787,640	6,799,562
機械装置及び運搬具（純額）	48,728	44,137
土地	534,630	534,630
建設仮勘定	494,242	71,068
その他	1,011,785	1,294,053
減価償却累計額	999,861	1,007,739
その他（純額）	11,923	286,314
有形固定資産合計	1,343,114	1,165,019
無形固定資産		
のれん	1,920,869	-
その他	18,839	88,726
無形固定資産合計	1,939,709	88,726
投資その他の資産		
投資有価証券	1,371	2,275
繰延税金資産	1,309	6,977
その他	33,445	35,378
貸倒引当金	21,833	21,833
投資その他の資産合計	14,293	22,798
固定資産合計	3,297,117	1,276,545
資産合計	4,655,211	1,821,304
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	73,431	52,732
短期借入金	203,354	253,000
1年内返済予定の長期借入金	155,500	173,550
未払金	94,968	93,055
未払法人税等	15,733	43,154
災害損失引当金	710	710
その他	139,140	117,587
流動負債合計	682,838	733,790
固定負債		
長期借入金	164,872	233,298
繰延税金負債	311	617
退職給付に係る負債	2,593	2,468
訴訟損失引当金	-	71,009
その他	61,868	47,191
固定負債合計	229,646	354,583
負債合計	912,484	1,088,374

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	93,663	134,652
資本剰余金	3,588,535	3,629,524
利益剰余金	31,126	3,053,394
自己株式	0	4
株主資本合計	3,713,325	710,778
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	608	1,205
その他の包括利益累計額合計	608	1,205
新株予約権	28,793	20,946
純資産合計	3,742,726	732,930
負債純資産合計	4,655,211	1,821,304

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1,567,862	2,010,798
売上原価	1,143,610	1,438,512
売上総利益	424,251	572,286
販売費及び一般管理費	328,873	1,996,799
営業利益又は営業損失()	95,378	1,424,512
営業外収益		
受取利息	6	1,176
受取配当金	43	63
業務受託料	-	11,593
その他	4,787	14,198
営業外収益合計	4,837	27,031
営業外費用		
支払利息	13,272	13,822
支払手数料	37,370	11,508
遊休固定資産費用	-	41,867
その他	19,297	11,206
営業外費用合計	69,940	78,403
経常利益又は経常損失()	30,275	1,475,884
特別利益		
固定資産売却益	14,527	-
災害損失引当金戻入額	5,750	-
新株予約権戻入益	200	-
特別利益合計	20,477	-
特別損失		
固定資産除却損	1,513	-
減損損失	-	1,511,332
訴訟損失引当金繰入額	-	71,009
特別損失合計	1,513	1,582,341
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	49,240	3,058,226
法人税、住民税及び事業税	19,423	31,963
法人税等調整額	1,309	5,668
法人税等合計	18,113	26,294
当期純利益又は当期純損失()	31,126	3,084,521
親会社株主に帰属する当期純利益	31,126	3,084,521

（連結包括利益計算書）

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	当連結会計年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
当期純利益	31,126	3,084,521
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	212	597
その他の包括利益合計	212	597
包括利益	31,339	3,083,923
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	31,339	3,083,923

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	80,000	661,935	545,488	104	196,342
当期変動額					
新株の発行	710,689	710,689			1,421,378
資本金から剰余金への振替	697,026	697,026			-
欠損填補		545,488	545,488		-
自己株式の処分		33,623		104	33,728
株式交換による増加		1,950,748			1,950,748
会社分割による増加		80,000			80,000
親会社株主に帰属する当期純利益			31,126		31,126
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	13,663	2,926,599	576,614	104	3,516,982
当期末残高	93,663	3,588,535	31,126	0	3,713,325

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	395	395	743	197,481
当期変動額				
新株の発行				1,421,378
資本金から剰余金への振替				-
欠損填補				-
自己株式の処分				33,728
株式交換による増加				1,950,748
会社分割による増加				80,000
親会社株主に帰属する当期純利益				31,126
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	212	212	28,050	28,262
当期変動額合計	212	212	28,050	3,545,245
当期末残高	608	608	28,793	3,742,726

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	93,663	3,588,535	31,126	0	3,713,325
当期変動額					
新株の発行	40,989	40,989			81,978
自己株式の取得				4	4
親会社株主に帰属する当期純利益			3,084,521		3,084,521
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	40,989	40,989	3,084,521	4	3,002,546
当期末残高	134,652	3,629,524	3,053,394	4	710,778

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	608	608	28,793	3,742,726
当期変動額				
新株の発行				81,978
自己株式の取得				4
親会社株主に帰属する当期純利益				3,084,521
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	597	597	7,847	7,249
当期変動額合計	597	597	7,847	3,009,796
当期末残高	1,205	1,205	20,946	732,930

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	49,240	3,058,226
減価償却費	55,715	52,084
減損損失	-	1,511,332
のれん償却額	66,812	397,536
訴訟損失引当金の増減額(は減少)	-	71,009
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	101	125
賞与引当金の増減額(は減少)	-	6,192
受取利息及び受取配当金	50	1,239
支払利息	13,272	13,844
為替差損益(は益)	0	10
固定資産売却益	14,527	-
固定資産除却損	1,513	-
災害損失引当金の増減額(は減少)	5,750	-
新株予約権戻入益	200	-
売上債権の増減額(は増加)	208,079	314,703
棚卸資産の増減額(は増加)	76,721	42,740
その他の資産の増減額(は増加)	71,670	505,328
仕入債務の増減額(は減少)	43,938	20,698
その他の負債の増減額(は減少)	117,433	49,197
その他	-	4,520
小計	351,918	197,270
利息及び配当金の受取額	50	1,239
利息の支払額	15,571	13,124
和解金の支払額	1,200	1,200
法人税等の支払額	4,726	15,577
法人税等の還付額	6	7
営業活動によるキャッシュ・フロー	373,359	225,925
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	464,050	347,942
有形固定資産の売却による収入	17,256	-
無形固定資産の取得による支出	1,499	73,403
投資有価証券の取得による支出	0	0
貸付けによる支出	-	30,000
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	14,570	-
その他	-	93
投資活動によるキャッシュ・フロー	433,723	451,252
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	203,354	482,559
短期借入金の返済による支出	-	432,913
長期借入れによる収入	-	250,000
長期借入金の返済による支出	326,814	168,044
リース債務の返済による支出	24,494	11,209
株式の発行による収入	1,394,052	-
自己株式の処分による収入	33,156	-
新株予約権の発行による収入	116,126	14,124
その他	-	135
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,395,380	134,381
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	10
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	588,298	542,807
現金及び現金同等物の期首残高	51,633	639,931
現金及び現金同等物の期末残高	639,931	97,124

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループでは、2020年12月期に支援者からのご支援を受け、債務超過を解消し、現在に至るまで経営再建に取り組んでおりますが、当初の再建計画通りには業績回復は進んでおらず、前連結会計年度においては、営業利益95百万円、経常利益30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益31百万円を計上しました。当連結会計年度においては、営業損失1,424百万円、経常損失1,475百万円、親会社株主に帰属する当期純損失3,084百万円を計上しており、また、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた資金調達等の課題に目途が付くまで引き続き事業再生計画の実施途上にあります。これらの状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消し、収益構造の改善を推進するため、以下の諸施策を実施しております。

1. 財務基盤の改善

当社グループは、新規事業の立ち上げに伴い、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた新たな資金需要が発生しており、新たな資金調達の検討、財務基盤の改善を進めております。2025年3月31日開催の当社取締役会にて決議いたしました第三者割当による第5回～第8回新株予約権に関し、一連の新株予約権について2025年4月18日に払込みが完了いたしました。当社グループは、これらの対応により、財務基盤の更なる改善に取り組んでまいります。

2. 事業上の改善

(1) 売上高の改善

営業力の強化、新規顧客獲得、技術力の強化、経営資源活用による新規事業の構築等を実施してまいります。

(2) 収益力の改善

既存技術のブラッシュアップ・経営資源活用による新規案件（切断、研磨技術を活用した精密加工事業の新規市場への参入他）の収益化、原価低減・電力費削減などの全社コスト削減を実施してまいります。

(3) 企業力の向上

PDCAサイクルの確立、人事システムの運用見直しによる従業員のモチベーションとパフォーマンス向上、計画のモニタリング・プロジェクト管理の強化等を実施してまいります。

しかし、これらの諸施策は実施途上であり、現時点で継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社の連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表には反映しておりません。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

（セグメント情報等の注記）

〔セグメント情報〕

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、製品・サービス別に事業部を置き、各事業部は、取扱製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは、事業部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、製品・サービスの内容等が類似しているセグメントを集約し、「基板事業」、「半導体加工事業」、「不動産賃貸事業」及び「業務用支援ロボット事業」の4つを報告セグメントとしております。

「基板事業」は液晶ガラス基板及び成膜ガラス基板等を加工販売しております。「半導体加工事業」は半導体製造装置関連部品を加工販売しております。「不動産賃貸事業」は不動産の賃貸をしております。「業務用支援ロボット事業」はAIを活用した全自動の業務用お掃除ロボットを販売しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額（注） 1、2、3	連結財務諸表 計上額
	基板事業	半導体加工 事業	不動産賃貸 事業	業務用支援 ロボット事 業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	733,727	342,122	101,421	390,590	1,567,862	-	1,567,862
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	733,727	342,122	101,421	390,590	1,567,862	-	1,567,862
セグメント利益	308,011	22,020	67,326	64,387	461,746	366,367	95,378
セグメント資産	960,588	230,146	96,055	2,285,827	3,572,616	1,082,594	4,655,211
その他の項目							
減価償却費	23,475	14,124	9,902	5,081	52,583	3,131	55,715
のれん償却額	-	1,668	-	65,143	66,812	-	66,812
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	546	3,792	3,900	16,386	24,625	479,355	503,980

（注）1. セグメント利益の調整額 366,367千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント資産の調整額1,082,594千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等であります。

3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額479,355千円は、各報告セグメントに配分していない新規事業であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					その他 (注)1	調整額(注) 2、3、4	連結財務諸 表計上額
	基板事業	半導体加工事業	不動産賃貸事業	業務用支援ロボット事業	計			
売上高								
外部顧客への売上高	606,492	231,255	94,371	1,017,196	1,949,316	61,481	-	2,010,798
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	7,425	7,425	-	7,425	-
計	606,492	231,255	94,371	1,024,622	1,956,741	61,481	7,425	2,010,798
セグメント利益	57,874	15,729	73,026	24,166	91,004	24,502	1,540,019	1,424,512
セグメント資産	798,096	170,818	91,469	604,727	1,665,111	3,723	152,469	1,821,304
その他の項目								
減価償却費	12,976	14,711	10,212	5,739	43,640	-	4,170	47,810
のれん償却額	-	6,673	-	390,863	397,536	-	-	397,536
減損損失	-	25,024	-	1,486,308	1,511,332	-	-	1,511,332
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,150	4,795	769	357,796	368,511	-	35,152	403,664

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、派遣事業等を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額 1,540,019千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント資産の調整額152,469千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産等であります。
4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額35,152千円は、各報告セグメントに配分していない新規事業であります。
5. セグメント利益は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

[関連情報]

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上が損益計算書の売上の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社サンエー化研	389,903	業務用支援ロボット事業
TOPPAN株式会社	316,797	基板事業

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上が損益計算書の売上の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社サンエー化研	533,434	業務用支援ロボット事業
株式会社ヨシノトレーディング	387,907	業務用支援ロボット事業
シャープ株式会社	363,712	基板事業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					全社・消去	合計
	基板事業	半導体加工事業	不動産賃貸事業	業務用支援ロボット事業	計		
減損損失	-	25,024	-	1,486,308	1,511,332	-	1,511,332

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					全社・消去	連結財務諸表計上額
	基板事業	半導体加工事業	不動産賃貸事業	業務用支援ロボット事業	計		
当期末残高	-	31,697	-	1,889,172	1,920,869	-	1,920,869

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					全社・消去	連結財務諸表計上額
	基板事業	半導体加工事業	不動産賃貸事業	業務用支援ロボット事業	計		
当期末残高	-	-	-	-	-	-	-

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）	当連結会計年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
1株当たり純資産額	77円87銭	14円83銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失（ ）	0円83銭	64円29銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	0円79銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

（注）1．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （2024年12月31日）	当連結会計年度 （2025年12月31日）
純資産の部の合計額（千円）	3,742,726	732,930
純資産の部の合計額から控除する金額（千円）	28,793	20,946
（うち新株予約権（千円））	（28,793）	（20,946）
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	3,713,933	711,983
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数（株）	47,692,572	47,998,543

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	31,126	3,084,521
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	31,126	3,084,521
期中平均株式数(株)	37,431,277	47,979,961
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	1,736,698	1,166,417
(うち新株予約権(株))	(1,736,698)	(1,166,417)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権の個数 188,700個(普通株式188,700株)	第5回新株予約権の個数 23,341個 (普通株式2,334,100株) 第6回新株予約権の個数 19,099個 (普通株式1,909,900株) 第7回新株予約権の個数 16,161個 (普通株式1,616,100株) 第8回新株予約権の個数 14,004個 (普通株式1,400,400株)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第50期)	自 至	2024年1月1日 2024年12月31日	2025年3月27日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第50期)	自 至	2024年1月1日 2024年12月31日	2025年3月31日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第50期)	自 至	2024年1月1日 2024年12月31日	2025年5月8日 東北財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第51期中)	自 至	2025年1月1日 2025年6月30日	2025年8月8日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第50期)	自 至	2024年1月1日 2024年12月31日	2025年8月29日 東北財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第50期)	自 至	2024年1月1日 2024年12月31日	2026年3月10日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月27日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは、経営再建に取り組んでいるが、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた資金調達等の課題に目途が付いていない。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載した事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

(監査上の主要な検討事項の見出し)	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
セグメント情報等に関する注記に記載のとおり、連結貸借対照表に計上されているのれんには、業務用支援ロボット事業に関連するのれん1,889百万円が含まれている。これは、当連結会計年度末に会社が実施した、株式会社アイウズロボティクス(以下「IWR」)の株式交換による完全子会社化により生じたのれんであり、総資産の約40%を占めている。IWRに関連するのれんは、金額的重要性が高く、のれんの評価は、不確実性を伴う将来予測を含む会計上の見積もり項目であり、特に重要性が高いと判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制の検討の上、主に以下対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IWRの事業の状況や今後の見通し、のれんの評価について経営者に質問した。 ・ 経営者がIWRの株式価値の評価のために利用した外部専門家の株式価値算定等業務結果を検討した。 ・ 株式価値の見積もりに用いられた将来キャッシュ・フローの合理性を検討した。 ・ 買収時の計画と実績を比較した。 ・ IWR製品納入先を視察しIWR製品の稼働状況を確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社倉元製作所の2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社倉元製作所が2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

内部統制報告書に記載のとおり、開示すべき重要な不備が存在しているが、不備に関連する項目について必要な修正は全て連結財務諸表に反映しており、財務諸表監査に及ぼす影響はない。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月27日

株式会社倉元製作所

取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂木 秀俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山中 康之

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の2024年1月1日から2024年12月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は、経営再建に取り組んでいるが、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた資金調達等の課題に目途が付いていない。これらのことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

収益認識の検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>貸借対照表に計上されている関係会社株式1,950百万円は、株式会社アイウズロボティクス(以下「IWR」)の買収時に生じた超過収益力であるのれんが含まれており、総資産の約45%を占めている。</p> <p>関係会社株式は、金額的重要性が高く、のれんを含む関係会社株式の評価は、不確実性を伴う将来予測を含む会計上の見積もり項目であり、特に重要性が高いと判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>IWRに係る関係会社株式に含まれる超過収益力は、連結財務諸表上は「のれん」として計上されている。当監査法人は、連結財務諸表に係る監査報告書における監査上の主要な検討事項に記載の監査上の対応を図るなどし、のれんを含めた関係会社株式に関する経営者の評価の合理性を検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月8日

株式会社倉元製作所
取締役会 御中

監査法人アリア
東京都港区

代表社員 公認会計士 茂木 秀俊
業務執行社員

代表社員 公認会計士 山中 康之
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社倉元製作所の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社倉元製作所の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社グループは、経営再建に取り組んでいるが、再生フェーズから再成長フェーズへの転換に向けた資金調達等の課題に目途が付いていない。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は中間連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が中間連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれておりません。